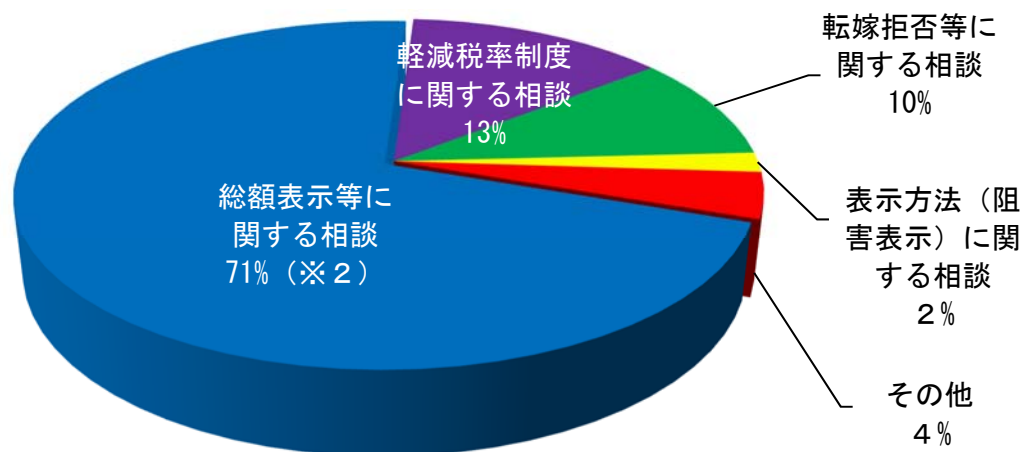


## 総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター） の相談対応状況（令和2年11月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和2年11月(11/1～11/30)）は以下のとおり。

### 1 相談件数

11月の相談件数：電話147件、メール17件  
【相談内容（全164件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 小売業者です。クーポン等で「1000円引き」や「50%オフ」などと表示して値引販売をしているのですが、令和3年4月1日以降の総額表示義務の下で、これらの値引表示を行う際、どのような点に留意すればいいでしょうか。例えば、「1000円引き」という記載は総額表示義務の対象になるのでしょうか。また、「〇〇割引」や「〇〇%オフ」なども含めた値引きについて、税込価格又は税抜価格のどちらから値引きするのかという決まりはあるのでしょうか。

A. 値引販売の際に行われる価格表示の「〇割引」あるいは「〇円引き」とする表示自体は「総額表示義務」の対象とはなりません（値札等に表示されている値引前の価格は「総額表示」とする必要があります。）。

なお、値引後の価格を表示する場合には、「総額表示義務」の対象となりますので、この場合には、「総額表示」とする必要があります。

次に、事業者が行う値引き方法について、税込価格から値引きするのか税抜価格から値引きするのかは事業者の判断に委ねられています。ただし、どちらの方法を採用かによって消費者が最終的に支払う金

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は0件

※2 うち総額表示に関する相談が78%、消費税一般に関する相談が22%

額に違いが出てくることから、事業者は、税込価格又は税抜価格のどちらから値引きするのかについて、あらかじめ消費者に対して明らかにしておくことが適切と考えられます。

なお、取引条件について、実際のものよりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示は、景品表示法上、問題となる可能性があります。

具体的な表示に関する景品表示法の考え方については、お手数ですが、消費者庁表示対策課(03-3507-8800)にお問い合わせください。

Q. 事業者です。個々の商品に「〇〇円(税抜き)」という形で、総額表示の特例での表示を記載しています。

来年3月末までにPOPなどに総額表示を行う予定ですが、個々の商品に上記の表示が残っていても問題ないでしょうか。

A. 「総額表示」の義務付けは、消費者に対して商品やサービスを販売する課税事業者が行う価格表示を対象とするもので、それがどのような表示媒体によるものであるかを問いません。

したがって、御質問のように個々の商品に税込価格が表示されていない場合であっても、値札、商品陳列棚、店内表示、商品カタログ等へ総額表示をすることによって、その商品の「税込価格」が一目で分かるようになっていれば、総額表示義務との関係では問題ありません。

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 不動産管理業者(個人)です。事務所を取引先(法人)に貸しています。令和元年10月1日の消費税率引上げ時に、取引先に対して消費税率引上げ分について賃料(税込み)を引き上げたいと説明しました。しかし、消費税率引上げ後も、引上げ前の賃料(税込み)が振り込まれていたため、先日、取引先に確認したところ、取引先から契約書に消費税込みと書いてあるので差額を支払う必要はない旨の回答がありました。取引先の対応は問題ではないでしょうか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法上の特定事業者(買手)が、同法上の特定供給事業者(売手)との取引において、合理的な理由なく消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めることは、「買ったたき」として問題となります。

契約書に税込みの金額が記載されているとの理由のみで取引価格を据え置くことは合理的な理由とはなりません。

「買ったたき」に該当する行為が行われている場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

また、消費税価格転嫁等総合相談センターでは、消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある情報を受け付け、相談者の御希望により調査を担当する省庁に通知していますので、当センターに情報提供していただくことも可能です。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 葬儀会社から交付された請求書の内訳を確認したところ、葬儀で使用したお供え物の税率が10%と記載されていましたが、飲食料品の譲渡であるため、8%ではないでしょうか。

A. 葬儀サービスについては、お供え物の提供等を含めた様々な資産の譲渡等が一体となって行われるものであり、一般的に、葬祭サービスという包括的な一の役務の提供を行っていると考えられることから、標準税率の対象となります。

なお、葬儀会社のサービスの内容の詳細については、葬儀会社に御確認ください。

<相談窓口>

具体的な相談内容については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル：0120-200-040 (IP 電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル：0570-200-123 (通話料金がかかります)

受付時間 9時～17時 (土日祝日・年末年始を除く)

○メール：ホームページ上の専用フォーム <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2609 (直通)

FAX：03-3591-0160